

吹田市公告第274号

吹田市立認定こども園吹田第一幼稚園ほか保育園1園改修工事設計業務に係る電子入札による一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告します。

令和5年5月19日

吹田市長 後藤 圭二

記

制限付一般競争入札実施要領

- 1 業務名称 吹田市立認定こども園吹田第一幼稚園ほか保育園1園改修工事設計業務
- 2 業務場所 吹田市元町30番44号ほか
- 3 履行期間 令和5年6月30日 ～ 令和6年2月29日
- 4 業務種類 建築設計
- 5 業務概要 実施設計一式
- 6 建物概要 **【吹田第一幼稚園】**
施設用途：幼稚園
6棟 構造：鉄筋コンクリート造
階数：地上3階（2・3階は小学校）
延床面積：232㎡（幼稚園のみ）
完成年度：昭和40年（1965年）
8棟 構造：鉄筋コンクリート造
階数：地上3階（2・3階は小学校）
延床面積：454㎡（幼稚園のみ）
完成年度：昭和48年（1973年）
7棟 構造：鉄骨造
階数：地上1階
延床面積：208㎡
完成年度：昭和41年（1966年）
【吹一保育園】
施設用途：保育園
構造：鉄筋コンクリート造
階数：地上2階

延床面積：865㎡

完成年度：昭和50年(1975年)

- 7 予定価格 7,726,000円(税抜)
- 8 最低制限価格 事後公表とする。
- 9 入札回数 1回
- 10 入札保証金 吹田市財務規則第98条の規定に基づき免除。
- 11 契約保証金 契約金額の10%以上
- 12 支払条件 (1) 前払い有り(契約金額の30%以内の額。)
(2) 部分払い無し
- 13 入札参加資格 以下に掲げる要件を全て満たしていること。
- (1) 吹田市制限付一般競争入札 共通入札説明書(以下「共通入札説明書」という。)で示す資格要件を全て満たしていること。
- (2) 本市の入札参加有資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)(設計監理・地質調査・測量等業務委託部門)に市内事業者(本市の資格者名簿に市内本店で掲載されている者をいう。)又は準市内事業者(本市の資格者名簿に市内支店で掲載されている者をいう。)として掲載されており、参加希望業種が本案件と同一の業種であること。上記以外の事業者として掲載されている場合は、参加希望業種の希望順位1位が本案件と同一の業種であること。
- (3) 本市の資格者名簿(設計監理・地質調査・測量等業務委託部門)に登載後、公告の日において、1年を超えている者であること。ただし、市内事業者又は準市内事業者については、市内事業者又は準市内事業者として、本市の資格者名簿(設計監理・地質調査・測量等業務委託部門)に登載後、公告の日において、1年を超えている者であること。
- (4) 建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。
- (5) 次の事業者実績があること。
- 官公庁等(国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる公共法人又は建設業法施行規則第18条に規定する法人をいう。以下同じ。)発注の建築物の実施設計(床面積が671㎡以上の建築物の新築工事、増築工事又は改修工事(増築部分又は改修部分が671㎡以上であること。))を元請として履行(設計共同企業体による履行にあつては、代表者としての履行に限る。)した実績を有する者であること(平成25年度から入札参加資格確認申請受付最終日(以下「受付最終日」という。)において完了・引渡し完了していること。))
- (6) 直接雇用し、次のア及びイに該当する者を管理技術者として配置できること。
- (受付最終日以前3か月以上雇用していること。また、他の会社からの在籍出向者や派遣社員は認めない。)

ア 官公庁等発注の建築物の実施設計（床面積が671㎡以上の建築物の新築工事、増築工事又は改修工事（増築部分又は改修部分が671㎡以上であること。))に従事した経験があること（平成25年度から受付最終日において完了・引渡し完了していること。）。(5)の事業者実績と別案件でも可とする。

イ 建築士法に定める一級建築士である者。

(7) 次のア及びイに該当する建築（意匠）担当技術者を配置できること。

ア 官公庁等発注の建築物の実施設計（床面積が447㎡以上の建築物の新築工事、増築工事又は改修工事（増築部分又は改修部分が447㎡以上であること。))に従事した経験があること（平成25年度から入札参加資格確認申請受付最終日において完了・引渡し完了していること。）。(5)の事業者実績と別案件でも可とする。

イ 建築士法に定める一級又は二級建築士である者。

(8) 次に該当する電気設備担当技術者及び機械設備担当技術者を配置できること。

官公庁等発注の建築物の実施設計（床面積が447㎡以上の建築物の新築工事、増築工事又は改修工事（増築部分又は改修部分が447㎡以上であること。))に従事した経験があること（平成25年度から入札参加資格確認申請受付最終日において完了・引渡し完了していること。）。(5)の事業者実績と別案件でも可とする。

(5)の事業者実績と別案件でも可とする。

(9) 本市（総務部契約検査室）が公告する本案件と同一の業種の電子入札案件で、令和5年度中に落札（落札候補者を含む。）した件数が、本件の落札候補者決定時において2件未満である者であること。市内事業者及び準市内事業者については3件未満である者であること。ただし、受注件数の制限の対象外とした案件を除く。

(10) 資格や経験等を満たす場合、管理技術者と担当技術者もしくは担当技術者同士の兼務は可とする。

14 入札の無効 前項に示した入札参加資格のない者又は虚偽の申請を行った者がした入札は、無効とする。なお、本市により入札参加資格がある旨を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点において入札参加資格のない者のした入札は、無効とする。

15 入札参加資格確認申請及び結果

(1) 申請受付期間

令和5年5月22日（月）午前9時から

令和5年6月 5日（月）午後5時までのシステム稼働中

(2) 結果通知日

令和5年6月6日（火）

16 設計図書等の交付方法

システムからダウンロードすること。

17 質疑及び回答

- (1) 質疑受付締切日時 令和5年5月25日(木)午後5時
- (2) 回答掲載開始日時 令和5年5月31日(水)午後3時

18 入札書の提出及び開札

- (1) 入札書受付期間
 - 令和5年6月19日(月)午前9時から
 - 令和5年6月20日(火)午後5時までのシステム稼働中
- (2) 開札日時
 - 令和5年6月21日(水)午前9時30分以降
 - (開札は、公告番号順に行う。)

19 事後審査

落札候補者に対しては、本市から事後審査について連絡するので、以下の証拠書類を提出すること。

- (1) 提出日時 令和5年6月21日(水)午後1時20分
- (2) 提出書類
 - ア 管理技術者関係書類
 - (ア) 直接雇用していることを確認可能な書類
 - (イ) 資格者証の写し
 - (ウ) 13入札参加資格(6)アを満たすことが確認可能な書類
 - イ 担当技術者関係書類
 - (ア) 資格者証の写し(建築担当技術者のみ必要。)
 - (イ) 13入札参加資格(7)ア及び(8)を満たすことが確認可能な書類
 - ウ その他関係書類
 - (ア) 技術者名簿
 - (イ) 13入札参加資格(5)にある要件を満たす事業者の元請受注実績が確認可能な書類(契約書・設計仕様書・TECRIS業務カルテの写し等)
 - (ウ) 一級建築士事務所の登録が確認可能な書類(建築士事務所登録証明書の写し等)

20 その他

入札参加者は、この要領のほか、システムに添付している「共通入札説明書」の内容を承認のうえ、入札を行うこと。

21 問い合わせ先

吹田市泉町1丁目3番40号
吹田市総務部契約検査室
電話(直通) 06-6384-1489